

### 3月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和4年3月23日(水)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
  - 日程第1 会議録署名委員の指定について
  - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
  - 日程第3 教育長の報告について
  - 日程第4 議案第8号 藤井寺市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について  
・・・資料1(教育総務課)
  - 日程第5 議案第9号 藤井寺市青少年指導員に関する規則の一部改正について  
・・・資料2(生涯学習課)
  - 日程第6 議案第10号 令和4年度 中学生チャレンジテストの参加について  
・・・資料3(学校教育課)
  - 日程第7 議案第11号 令和4年度 藤井寺市立幼稚園の重点教育課題(案)について  
・・・資料4(保育幼稚園課)
  - 日程第8 議案第12号 令和4年度 学校づくりのための重点教育課題(案)について  
・・・資料5(学校教育課)
  - 日程第9 報告第6号 藤井寺市文化財保護審議会の答申について  
・・・資料6(文化財保護課)
  - 日程第10 報告第7号 道明寺こども園の認定化移行に関わる令和3年度の取り組みについて  
・・・資料7(保育幼稚園課)
  - 日程第11 報告第8号 教育委員会の後援名義等使用について  
・・・資料8(教育総務課)
- 4 出席委員 教育長 濱崎 徹  
教育委員(教育長職務代理者) 糸野 聡史  
教育委員 福村 尚子  
教育委員 足立 敦子  
教育委員 足立 義幸
- 5 教育部出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育総務課長、  
学校教育課長、文化財保護課長、生涯学習課長、  
スポーツ振興課長、図書館長
- 6 その他出席者 こども未来部長
- 7 書記 教育総務課副主査
- 8 傍聴者 1人

午後 1 時 3 0 分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育総務課長

みなさま、こんにちは。3月の定例教育委員会会議の開会に先立ちまして、事務局より、本日の傍聴者の報告をさせていただきます。藤井寺市教育委員会傍聴人規則に基づき、傍聴者を募集したところ、1名の希望者がおられましたので、手続きの上、入室していただいております。

それでは教育長、お願いいたします。

○教育長

改めまして、こんにちは。

3月も半ばを過ぎました、この2日は寒の戻りのような感じですが、桜の開花もちらほらという感じで、ようやく春の訪れを感じる時期になってまいりました。

この18日に一般教職員の人事の内示を行いました。それから、昨日22日に先日ご審議いただきました管理職の内示を行いました。令和4年度への助走が始まったというところでございます。

また、中学校を皮切りに、幼稚園、小学校で卒業式、卒園式が挙行されました。

新型コロナ感染防止対策で、来賓なしの状況が3年間続くこととなりました。4月の入学式、入園式につきましても、感染防止対策に注意を払う必要があり、来賓なしの式典となるのが大変残念です。

コロナ関係では、一昨日に蔓延防止措置が解かれたということですが、まだまだ予断を許さない状況になると思います。

令和4年度こそ、新型コロナの影響を受けずに、のびのびと教育活動ができる年になって欲しいと願っております。

それでは、3月定例教育委員会議を始めさせていただきます。

はじめに、本会議録の署名委員ですが、糸野委員よろしくお願いいたします。

続きまして、前回令和4年2月の教育委員会議録につきまして、ご承認いただけますでしょうか。挙手をお願いします。

○委員一同

「全員挙手」

○教育長

では、承認ということで、よろしくお願いいたします。

次に、教育長報告はありません。

それでは、会議次第に従いまして議事に入ります。本日は議案が5件、報告事項が3件でございます。

それでは議案第8号 藤井寺市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

議案第8号 藤井寺市教育委員会行員規則の一部を改正する規則について、説明

させていただきます。

こちらにつきましては、公印を押印した文書につきまして、当該文書が不要となった場合に、細断等により廃棄処分をきっちりと行うこと、また、公印自体を廃止した際は5年間保管後、粉碎等により確実に廃棄すること、について明文化することで、市としての取扱を統一するという目的がございます。

また、様式類の中におきまして、事務処理を行う担当者の「押印欄」がまだ残っておりますので、こちらも含わせて削除するというものです。以上でございます。

○教育長

公印の事務規定についての改正についてご説明をいただきました。委員の皆さま、何かご質問等ございますか。保存期間はどれくらいですか。

○教育総務課長

公印を廃止してから5年間ひとまず置いておいて、その後、砕いて破棄しようということですが。

○教育長

ほとんどの文書の公印が廃止になっているのですか。

○教育総務課長

その方向での流れはあるのですが、まだ全てという訳ではありません。

○教育長

他にご質問等ございますか。よろしいですか。では、議案第8号 藤井寺市教育委員会行員規則の一部を改正する規則について、このとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員一同

「全員挙手」

○教育長

それでは、議案第8号について、決定いたします。

続きまして、議案第9号 藤井寺市青少年指導員に関する規則の一部改正について、生涯学習課長、説明願います。

○生涯学習課長

議案第9号 藤井寺市青少年指導員に関する規則の一部改正についてご説明させていただきます。事前に資料を提出させていただいてから修正があったため、差し替えをお願いしておりますので、お手元の差し替えをお願いいたします。

本市の青少年指導員というものは、地方公務員法第3条第3項第2号におきまして、非常勤の特別職として位置づけられています。これまで、教育委員会が委嘱し、各指導員任期2年で活動をしていただいております。しかしながら、これまでの規

則にはご覧いただいたとおり、任期に関する事項は明文化しているものの、委嘱に関する事項を明文化していないため、今回第4条に委嘱に関する条文を追記しようとするものです。ご審議いただきますよう宜しくお願いいたします。以上です。

○教育長

ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

○委員

特別職を非常勤の特別職に改めるというのは、名称だけのことで内容は変わらないのですか。

○生涯学習課長

はい、そのとおりです。非常勤のという部分が本来なら付いていないとおかしいのですが、今回、その部分についても改めさせていただいています。内容に関しては、ご質問のとおりに何も変わりません。

○教育長

もともと常勤ではなく非常勤だったのですね。

○生涯学習課長

はい、そのとおりです。

○教育長

他に何かご質問等ございますか。因みに、規則の関係ですが、今、青少年指導員さんは何名おられるのですか。

○生涯学習課長

全体では35名となっております。その内の5名に関しましては、中学校の生徒指導の先生3名と、小学校で道明寺方面、藤井寺方面で1名ずつの教職員の先生がおられます。

○教育長

他に何かご質問等ございますか。せっかくですので、大体どのような活動をされているのかお聞かせください。簡単でも結構です。

○生涯学習課長

市内のイオンや放課後に子どもたちが集まるような所のパトロールをしたり、夏休み等は警察と協力してパトロールの事業を実施したり、あとは青少年健全育成の教育のために、アイウォークで地域を回ったり、カーニバルということで子どもたちが活躍できる場の機会の提供であったり、関係団体でいえば、市子連、子ども会、リーダー協議会の方々と共催して青少年の教育に関するような活動の支援を賄っていただいているという活動が多いです。

○教育長

青少年健全育成のためのパトロールのようなお仕事と、事業をしていただいているということですね。他に何かご質問等ございますか。

○委員

第8条のところ、指導員は常に業務を行う上で必要な知識および技術の習得に努めなければならないとあるのですが、何か講習会等はされているのですか。

○生涯学習課長

現在、市独自の研修で外部の講師を招いてというものは、本年度は行っておりませんが、日常的にOJTの研修であるとか、見識を深めてもらうために、府もしくは南河内地区の研修のご案内が来た際には、ご紹介させていただき参加させていただいている年度もございます。近年は残念ながらコロナウイルスの関係もあり、WEBでの研修というのも今回青少年ではなかったもので、この1、2年はそういった研修は受けておりません。ただ、日々メンバーさんも、子どもたちのためにといいことで、新しいワードや言葉、教育のキーワードであるとかというのは、とても熱心に勉強されていて、よく事務局へ質問に来られます。

地域の子どものためにといいことを常に考えて行動されているので、委員のおっしゃったような研修に関しては、こちらからできる限り提供するように心がけております。以上です。

○教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第9号 藤井寺市青少年指導員に関する規則の一部改正について、このとおり決定してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員一同

「全員挙手」

○教育長

それでは、議案第9号について決定いたします。

続きまして、議案第10号 令和4年度 中学生チャレンジテストの参加について、学校教育課長、説明願います。

○学校教育課長

議案第10号 令和4年度 中学生チャレンジテストの参加について、参加をしていいかについて、ご審議をお願いいたします。それではご説明させていただきます。資料3をご覧ください。

まず、1. チャレンジテストの目的ですが、4点あります。

1点目、大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図ること。加えて、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に

提供すること。

2点目、市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立すること。

3点目、学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図ること。

4点目、生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高めること、としております。

続きまして2. 対象についてです。調査の対象については、府内の市町村立中学校の1年生、2年生、3年生が対象となっております。

続きまして、3. テスト実施日についてです。実施日は、1年生、第2年生は令和5年1月11日（水）となっております。3年生につきましては令和4年9月6日（火）となっております。

続いて、4. テスト内容についてです。テストの内容ですが、テストの対象教科として、第1学年が国語、数学、英語、第2学年及び第3学年が国語、社会、数学、理科及び英語としております。また、それぞれの学年で生徒に対するアンケートを実施する等となっております。

続きまして、2ページ、7. テスト結果の取扱いについてです。3ページの(5)テスト結果の取扱いに関する配慮事項についてをご覧ください。テスト結果の取扱いに関する配慮事項についてですが、テスト結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、また、調査の適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること。となっております。

次に、6ページをご覧ください。この6ページは、9. 評定の公平性の担保に資する資料についてという項目になっておりまして、評定の公平性の担保に資する資料についての取扱いとして(3)「府全体の評定平均」の取扱いということで、②市町村教育委員会は、域内の学校に各学年の「府全体の評定平均」を示すとともに、それらを活用し、学校の評価活動の改善と充実を図ること。それから、③学校は、各学年の「府全体の評定平均」及び調査結果により、各学校が求めた各学年の「評定平均の範囲」を活用し、自校の評価活動の改善と充実を図ること。としております。(4)大阪府公立高等学校入学者選抜における「府全体の評定平均」の活用についてですが、調査書に評定を記載する際に各学年の「府全体の評定平均」を活用する方法については、第3学年は令和5年度、第2学年は令和6年度、第1学年は令和7年度の大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項にそれぞれ示す。としております。

市教育委員会といたしましては、学校に対し、指導と評価が一体であることを意識し、評価が生徒の学習の改善に生かせるよう指導しております。以上で説明を終わります。ご協議の方よろしく申し上げます。

○教育長

令和4年度の中学生チャレンジテストを令和4年9月6日と令和5年1月11日に実施されますが、それに参加してよろしいですかという議案でございました。委員の皆さま、何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第10号 令和4年度 中学生チャレンジテストの参加について、このとおり決定してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員一同

「全員挙手」

○教育長

それでは、議案第10号について決定いたします。

次に、議案第11号 令和4年度 藤井寺市立幼稚園の重点教育課題（案）について、保育幼稚園課参事、説明願います。

○保育幼稚園課参事

議案第11号 令和4年度 藤井寺市立幼稚園の重点教育課題案について説明させていただきます。お手元の資料4をご覧ください。

まずはじめに、本市の幼児教育を担う市立幼稚園の基本理念として、『一人一人の「未来に向かう力」を育む 豊かな幼稚園』としております。幼稚園教育要領ほか、小中学校学習指導要領にあります「自分の可能性を認識し、他者を尊重し、多様な人々と協同しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生と持続可能な社会の創り手となるための基礎を培う。」という理念を受け、重点教育課題の根幹となる基本理念には「未来に向かう力」という文言をあげさせていただきました。

この「未来に向かう力」という文言には、子どもたちに幼児期だけではなく生涯を通して、自分らしく、幸せを見出して、たくましく生きていくための資質・能力を伸ばしてほしいという強い願いを込めております。

子どもたちが人生の始まりの時期に出会う幼稚園では、丁寧な子ども理解に基づいた、一人一人に寄り添う教育的関わりが必要です。きめ細やかに教育活動を進めていくために、この市立幼稚園重点教育課題では、幼稚園での教育活動を6つの要素に分け、「育みのテーマ」として課題を明らかにしました。順にご覧ください。

まず、テーマ①チームとしての教職員組織。チームで子どもの心身の育ちを支える。ここでは、職員組織のあり方について、幼稚園は全職員がチームとして組織的、計画的に教育活動をすすめていきます。また、預かり保育の利用が定着しており、幼稚園での保育時間が長時間化しています。その際の職員体制の在り方について触れています。

次に、テーマ②様々な関わり合いを大切に、周囲の人と協同する力を育んでいく。幼稚園は子どもたちにとって人生で初めての学校です。まずは、一人一人が幼稚園を自分の居場所と感じ、安心感・安定感を持てることが大切です。そのための教員の在り方、さらに、友達や周囲の人との関わりがあるからこそ学べることについて触れています。

次に、テーマ③多様な体験を促す環境からの教育。育ちと学びを支える、子ども主体の遊びを大切にする。テーマ③では、子どもが主体となる活動の大切さ、そこで育まれる力について述べています。子ども自身が周囲の様々な物事と出会い、関

わりながら非認知能力・認知能力を育ていけるための着目点、教職員が教育上の願いをもって一人一人への支援や環境構成をしていくことの大切さをあげています。

次に、テーマ④「ともに学び ともに育つ」教育の推進。一人一人が自分らしさを安心して発揮できるように。ここでは、子どもの多様性を受け止め、誰にとっても真に安心できる幼稚園であるということについて述べています。私たちは、きめ細やかに子どもを理解しようと努めれば努めるほど、子どものニーズの多様さに気づきます。幼稚園では、一人一人が十分に自分らしさを発揮できるよう、教職員が、園組織として子どもを理解し、受け止めること。そして、安心して友達とのかかわりを喜び、育ちあっていけるように、障がいのある子、貧困の中にある子、外国にルーツをもつ、性的マイノリティー様々な事象が子どもを取り巻いていますが、どのような状況にいる子ども「ともに学び、ともに育つ」教育の場となる幼稚園としての事柄に触れています。

次に、テーマ⑤子どもと保護者の居場所となる幼稚園。地域の子育て支援を担う。ここでは、保護者や地域への子育て支援について。幼稚園は、子どもと同じく、多くの保護者にとって、親として初めて経験する集団教育の場です。地域に根ざした園としてのあり方などについて述べています。

そして最後に、テーマ⑥発達や学びの連続性をふまえた幼児教育の充実では、小学校との縦の連携、さらに、同じ地域の乳幼児教育・保育に携わる保育所との連携についてあらわしました。幼稚園・保育所は、その役割に違いはありますが、ともに子ども達の保育・教育を担う施設として、また、同じ地域の子どもの生活や学びの場として、これまで以上に意識をすり合わせていくことが重要だと考えます。さらに、幼児期と義務教育をつなぐ時期、5歳児と小学1年生を「架け橋期」としてとらえ、幼児期の育ちが小学校期の成長の土台となっていけるよう意識して連携していく大切さを示しています。

また、特別重点といたしまして、長期になってまいりました新型コロナウイルス感染拡大防止への対応です。このところ少し落ち着きを感じられるようになってまいりましたが、各幼稚園等で、り患者がたくさん見られました。突発的な状況に対応する体制について、あらかじめ想定しておくことや状況に合わせた柔軟な対応の必要性について述べています。そして、通常どおりとはいかなない保育環境ではありますが、その中でも持っておいていただきたい保育の視点についてあらわしました。

以上、令和4年度の藤井寺市立幼稚園の重点教育課題として提案させていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

#### ○教育長

ありがとうございます。今年度この案が通りましたら、各園で個別に審議をして一年間頑張っていたいただくことになろうかと思うのですが、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

#### ○委員

一番最後の新型コロナウイルスのところで、コロナが流行ってから長くなりますが、子どもたちに大きな変化というのはあったのかなということと、最後の方に、方法を変えたことで、かえって子どもにとってよい結果が得られたりと、コロナ禍での生活では、これまでのように思っていた価値観を揺さぶられることも多かった



とありますが、例えば、どのようなことがあったのか教えていただきたいです。

#### ○保育幼稚園課参事

この2年間の経験の中での話になるのですが、子どもたちの生活がとても変わりました。特に、ものを食べるという場面でとても変化がありまして、黙食、離れてというあたりで、以前ですと幼稚園で収穫物があった時に、その場で皆で一緒に食べたり、分けて食べようということがあったのですが、マスクを外して食べることは一切ダメということでした。そうしましたら、キウイが園になってました、これをどうしよう、これが食べられるか食べられないか、きっと食べられるよということで、じゃあ食べられないけど切ってみようということで、開けた時の色を見て、これは家で見ていたのと違う、子どもたちの方から、スーパーで美味しく熟れたキウイを買ってきて、それを切って色を見比べたり、じゃあ中にはつぶつぶが付いているねとか、これまでだと剥いて美味しいと言って食べていたところを、また違う視点から植物の断面を見て比べたりとか、じゃあ何が違うのかなというような中から次のまた疑問を発見していったり、別の方法で調べたりというような違う切り口でひとつの出来事を子どもたちと探求していくことができますねというような先生方からの実践の報告があったりしたんです。ですので、今、出来ないことも多いのですけれども、その中で、いつもと違う切り口で考えてみる発想の転換が現場の方から聞けましたので、すごく面白いなというふうに感じたところです。

#### ○教育長

他に何かご質問等ございますか。コロナ禍で悪戦苦闘しながら生活している様子がよく分かりますね。よろしいですか。

そしたら私から、冒頭に未来に向かうという言葉でこれからコロナも含めてどんなことが起こるかよく分からないのですが、きっといい世の中になってほしいと思うのですが、世界中を見ると、大変なことが起きているところもあって、いろいろなことがあるのですが、そういう未来に向かって自分らしく生きるということが大きな力になる、そのためにもここに書いてありますように自分で何か好きなものや特徴を見つけて追求していくことや、困難に立ち向かう力ややり遂げる力だとか、友達と支え合って助け合って生きていく力だとか、今申しました力がしっかり育つように、幼児期にふさわしい環境の中で地域・家庭一体となって子どもたちの育ちを支援して行ってほしいとように思います。

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第11号 令和4年度 藤井寺市立幼稚園の重点教育課題（案）について、このとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

#### ○委員一同

「全員挙手」

#### ○教育長

ありがとうございます。それでは、議案第11号について、決定いたします。

続きまして、議案第12号 令和4年度 学校づくりのための重点教育課題（案）について、私の方から説明をさせていただきます。資料5をご覧ください。24ページ

ージほどありますので、要約をしてお話しさせていただきます。

令和4年度は、高校での新学習指導要領が実施され、学校教育において、さきほど保育幼稚園課からもお話がありました。幼児期から18歳までを見通して学びの連続性を確保し「誰一人取り残すことなく」、予測困難な時代に、未来を切り拓く資質能力を育成することが、幼児から高校まで一貫して求められています。

まず、冒頭で令和4年度に新しい時代の学びの創造のため、国等で議論されている内容について8点のキーワードとして学校の方に示しております。

特に、新学習指導要領や令和の日本型学校教育の実現に向け、今までの教える教員から子どもの学びの伴走者として新しい資質・能力を身に付けることが教員自信に求められています。

また、人生の基盤を作る、幼児期の学びの重要性が大変注目されています。

次に、学校づくりを進めるにあたっての基本について、次のページから以後で示させていただきます。

学校づくりとは、様々な教育課題に対して適切に対応し、児童生徒や家庭や地域の期待に応えることであり、各学校の教育課題克服に向け、明確な教育ビジョンを示し、PDCAサイクルにより実現に取り組むことであります。

また「予測困難な時代」の学校づくりにおける管理職の役割と能力についても、従来型からの脱皮が求められており、管理職に付けてほしい能力を示しました。

次に、戦後最大の教育改革、教育のパラダイム転換と言われる、今回の新学習指導要領の改訂の趣旨について示しました。

新学習指導要領に初めて前文が設けられ、変化が激しく予測の難しい未来社会を見据えて、児童生徒を持続可能な社会の創り手として育てること。

学校教育は自校だけで完結せず、社会と一体になって子どもの成長を支援する仕組みが求められ、そのため、より良い学校教育を通じて、よりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し連携することが示されています。つまり、社会が一体となって子どもを育てていこうというようなことは、学習指導要領の一番最初の前文というものを設けさせていただいて、そこにはっきりと目標として学校だけの目標ではなく、社会全体の目標として示されているということでございます。

これらの背景を受け、本年度も学校づくりのテーマを5つ示させていただきました。昨年度と表現は少し変わっていますが、内容については大きな変化はございません。

まず、学校づくりのテーマ①「チームとしての学校」については、これからの学校が教育課程の改善を実現し、複雑化多様化した課題を解決していくため、それぞれの専門性を活かし連携、協働することのできる、「チームとしての学校」を創り上げる。そのため、校長のリーダーシップで学校の組織力を高めること。

また、社会の変化に対して、自ら学び直し、学び続ける教員の育成とそのための校内研修の充実をはかること。

また、児童生徒の指導の時間を確保するための働き方改革の推進を図ること等を示しております。

学校づくりのテーマ②「新しい時代の学びを実現する学校」令和の日本型学校教育ということで、新学習指導要領の着実な実施と、子どもへの確実な定着こそ学校教育の使命です。学習指導要領について、大切な4つのポイントを示させていただきました。

また、従来の日本型学校教育を発展させ、令和の日本型学校教育「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するためにはICTの活用(GIGAスクール構想)の推進が大変重要でございます。

また、幼児・小学校・中学校の発達段階を見通した教育の在り方について研究を深め保幼小中を接続し、小さい時から学び残しのない教育的連続を創るため、学校間の連携・協働を強化することが必要だと考えております。

また、障がいのある子どもが地域社会で積極的に活動し、豊かに生きるために、これまで培ってきた「ともに学び、ともに育つ」教育の理念による、学校づくり、集団づくりを一層推進することを示しております。

これからのグローバル社会を見据え、外国語(英語)教育の推進、各校に学校図書館司書等を配備していることは本市の特色であり、さらなる活動の充実と読書環境の充実を図ること等を示しております。

学校づくりのテーマ③「児童生徒が主役の学校」安全で安心な、豊かな学校生活の実現ということで、全ての児童生徒が大切にされ、誰一人取り残されない教育の実現を図ること。児童生徒の人権が尊重され、一人ひとりのよさや可能性が発揮できる「居場所」や「出番」のある学校生活が送れるよう、児童生徒の主体的な活動を支援する取組みを進めること。児童生徒の頑張りを前向きに評価するよう努める、学び残しゼロの取組みや不登校ゼロの取組みを推進すること。あらゆる教育活動を通じて、「命を大切に作る心」や自尊感情を育てる教育に取り組むこと。生活習慣の乱れを自立の視点から捉え、自ら望ましい生活習慣の形成を図る児童生徒の育成を図ること等をあげております。

「虐待児童生徒」の早期発見と早期対応につながる取組みを強化すること。

また、インクルーシブ教育の理念の実現のため、「ともに学び、ともに育つ教育」の観点からの学校づくり、集団づくりを進め、共生社会の担い手の育成に努めること。そのため、教職員が研修を通じて自らの人権感覚を高め、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直し教育活動を行うこと。

また、楽しく豊かな学校生活を送るため、マナー・モラル・ルールのある生活の心地よさに気づき、その大切さや必要感を持たせる指導を推進すること。

児童生徒が道徳的価値を自分事として、多面的・多角的に考えたり議論することにより、自己や人間としての生き方について考える学習を行うこと。

多様な体験学習等を通して、人間尊重の精神や命や自然の大切さ、主体的に挑戦すること。

また、児童生徒が、目標を持ち学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、自らの意志と責任で進路を選択決定する等、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けるため、キャリア教育・進路指導の充実を図ること等を述べております。

学校づくりのテーマ④「学校と地域で創る、学びの未来」社会に開かれた教育課程といたしまして、義務教育9年間を見通し、幼児期からの接続も視野に入れ、中学校区で長期的な展望に立ち、互いに連携しながら成長を見守れる地域とともにある学校の実現を目指すこと。

令和4年度から、学校運営協議会制度を導入したコミュニティスクールのモデル校を指定し、調査研究を行います。各校においても地域とともにある学校運営体制のさらなる充実を図り、子どもたちの学びや成長を支えるため、地域と、幼保・小

中学校が連携・協働して行うコミュニティスクールを目指し、各学校において、学校協議会や地域教育推進連絡会、地域教育協議会(健やかネット)、PTA、地域の青少年健全育成団体、自治会等と熟議しながら改革を進めること。その際、学校が編成する教育課程について家庭や地域社会と共有し、一体となって児童・生徒の教育に向かうことができるよう体制を整備すること。

家庭環境や価値観の多様化、情報の氾濫、経済的格差等、家庭教育が困難な現状の中、「子どもの学び育ちの原点」である家庭教育が充実するよう家庭への支援対策を講じること、ということでございます。

学校づくりのテーマ⑤「感染症や災害を乗り越え学びを保障する学校」新型コロナウイルス感染症に対応した経験により、再認識された学校の役割を踏まえ、今後予想される様々な緊急事態であっても、必要な教育活動を継続できる学校を創造すること。

また、子ども一人一人に新型コロナウイルス感染症について正しい知識と理解を深めさせ、自ら感染予防に取り組み、健康に対する意識の向上を図るよう指導すること。

また、差別や偏見、いじめを起こさないための集団づくり等の教育を一層充実すること。

感染症対策を継続しながら、学校行事を含めた学校教育ならではの学びを大切にしながら教育活動を進めること。

臨時休業等の緊急時に備え、家庭学習における教材等を工夫したり、ICTを活用したりするなど、全ての子どもたちの学びを保障できるよう、準備を整えておくこと。

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について、教職員に過度な負担がかかることのないよう調整すること等について学校に示しております。

【指示・伝達事項】につきましては、教育公務員として、個人の尊厳を尊重する精神・厳正な規範意識・服務規律等、教育公務員としての責務の自覚でありますとか、また、豊かな人間性を培うとともに児童生徒・保護者・地域住民の信頼に応えられるよう自己研鑽等に励むこと等、指示をいたしております。

たくさんの中の内容の中で端折ってお話をさせていただきました。以上簡単ですが説明いたします。

毎年のことですが、どんどんどんどん学校に示す内容が多くなっていくので、もう少し簡潔に書けたらいいなと思っているのですが、ポイントポイントを拾っていくところいう形になっていくのかなということで、大きく言えば5つのテーマで校長先生の考え方で学校を創ってください、その際にこういったことに気を付けてくださいというふうにお話しをしながら学校に示させていただく所存でございます。ただ今の件について、委員の皆さま、何かご質問等ございますか。

#### ○委員

それぞれのテーマには、非常に大きなテーマであったり、抽象的なところがあって、実現に向けての具体的な方法というのがなかなか見えにくいものになっているのですが、取組んでいったとして、おそらく色々なタイムスケジュールであったり、時間軸で考えられていくとは思いますが、大体どれくらいのスパンとして取組んでいったりしていけるのですか。

### ○教育長

色々な考え方があって、教育委員会と学校の役割というのがどういう形になるのかということなのですが、基本的には学校が自分たちで自分たちの子どもの状況を見ながら教育課程を編成する、学校が具体的な目標を決めて具体的な活動をする活動計画を立てるとというのが校長の責務なんです。教育委員会は、それを指導する立場にありますので、委員がおっしゃったように、より具体的なことでかなり抽象的なことも含めて、こんなことに気を付けて下さいよ、世の中の流れはこういうようになって、こういうことが今重要な課題になっていますよ、ということを示させていただいて、それを見ながら校長が学校の子どもの現実の状況・学力の状況等色々なことを判断しながら、これからこれをベースに校長が学校の自己計画を立てます。それを我々がまたいただいて、それを評価していく話になるので例えば、子どもがこれだけ伸びたとか、この政策がこうなったとかいう直接の手法は校長の権限に委ねられているということがあるんです。ただ、教育委員会として以前よりずっと議論しているように、こんなことを重点化して市として全体的に伸ばしていこうというような話があれば、より積極的に指示事項として、これをやりなさい、あれをやりなさいというような形になろうかと思うのですが、それとは別で今は全体の様子を示させていただいた重点事項みたいな形で、その重点事項の中からより具体的に学校が選んでいわゆる基本学校計画を立てていくという形になるのですが、おっしゃっているように学校からあがってくるものも結構抽象的なことが多くて、また校長と議論しながら、よりそれを具体化させていくという様なところになってきますが、この前から議論しているとおりに、教育委員会としてはやはりICTのもっと進んでいくところや、英語教育に力を入れていこうという思いや願いはあります。そういう仕組みになっています。

### ○委員

内容が壮大なので、どこまで実現が可能なのかというように思っていました。

### ○教育長

国の流れから言えば、SDGsということで、これからの未来社会を変えられていく、変えていく子ども資質というのは、どういう資質なのかなという様なことが大きなベースになってくるのかな。今までのように、知識重視でずっと物事を覚えて受験に役立つとか、そういったことも大事だと思いますが、何か知識だけではなく、その知識を使ってどんなことがその子はできるのかという様なことを確かめていくような、この人づくりの教育に代わっていくのかなという思いはあります。結構すごく大きく形が変わっているので、これから変化してくるのかな、我々もそのあたりを議論していかなければいけないかなというように思っています。

他に何かご質問等ございますか。

### ○委員

今の話だと、学校ごとになるのでそれぞれ違うかもしれないということですが、指示・伝達事項のところの〈D.いじめ防止対策、暴力行為等〉のインターネットや携帯電話・スマートフォン等でのSNSやネット上のトラブルや誹謗中傷に対応し

児童生徒を守るための支援体制を整えることとありますが、一番見えにくい部分の話だなと思いますが、こういうことにはどういうふうに対応されているのですか。見付けるのはすごく難しく、これでいじめが起こったりということがよくあると最近聞きますが、こういうことに対応するというのは、どういう対策をされているのですか。

○教育長

SNSといじめ対策について、今、取り組んでいることはありますか。

○学校教育課長

今、委員のおっしゃるように、携帯電話等を使いたいじめに関しましては、実際に学校現場の中で行われるというよりは、帰ってからの家庭であったり、帰ってからの色々な活動の中で行われることとなりますので非常に難しいのですが、今回GIGAスクール構想の中で一人一台のタブレットPCということになりましたので、タブレットPC自体もやはりきっちりと子どもたち一人ひとりがしっかり使い方を分かって、何のためにこれを使うのかということを理解したうえで使わないと同じような事案に繋がっていきますので、そういったことにならないように、まずはICT機器の使い方に対して情報リテラシーの教育を色々な場面を取り上げて行っていくという様なところですね。簡単などころで言えば、個人情報の取扱いを確認していくために、相手の写真を撮ったりする時、写真を撮っていいかという話を相手に承諾を求めてからするとか、著作権の事で何でもかんでも勝手に引用していいわけではありませんよとか、自分のデータに関してはちゃんと指定されたところになおして、パソコンに入る時にも自分のパスワードをきっちりと打って、自分の情報が守られるようにしますよといったところであったり、そういったところから始まって、順番に一つずつ情報に関する取扱いというのを場面場面に取り上げていっているというところですね。それから、教科書採択の時に委員の先生方にも見ていただいたと思いますが、道徳でそういったSNSの具体的な場面等を取りあげたお話を使いまして、その中でいろんな相手の気持ちであったりとかという様なところも含めてきちんと考えていける子どもたちというのを育てていく、それから学校教育の学習活動全般を通して、人権教育の視点から、こういったいじめであったり、差別であったりということを許さない、というところでの子どもたちの教育を行いまして、そういったことがあればすぐに気づいて、それを身近な大人、例えば保護者であったり、学校の担任の先生であったり、生活指導の先生であったりというところに伝えて、そこから早期に発見して対応していくという様なところを学校としては取り組んでおります。

○教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、議案第12号 令和4年度 学校づくりのための重点教育課題（案）について、このとおり決定してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員一同

「全員挙手」

## ○教育長

ありがとうございます。それでは、議案第12号について、決定いたします。

付け加えになりますが、この最後に校長との面談を今年終えまして、校長の評価もするのですが、その中で来年度の話としてこういう重点教育課題に取り組むこととして、全ての校長に2点申しあげました。

1点は、先程コミュニティスクールのモデル校が出てきましたが、コミュニティスクールの実現についてはモデル校だけがやることではなくて、開かれた学校として全ての学校が地域と協力して子どもたちの成長を支援していくことが全ての学校に求められますよということと、それから、この間ずっと教育委員さんと学力のお話もさせていただきましたが、それぞれ学校の実情によって学力課題というのは当然違うことがあるのですが、学力の課題について、1つの学校の問題にしないで、全て全市をあげて全ての子どもが伸びていくために協力をしてください。意識として、自分の学校の学力を当然上げていくことは必要ですが、それとともに、全ての学校の学力が上がっていくようにみんなで協力して藤井寺市の底上げをしていきたいと思いますという、この2点のお話をあえて付け加えさせていただきました。

この重点教育課題につきましては、案をとってまた4月の校長会等で概略の説明をさせていただくということでもよろしくお願いいたします。

次に、報告事項に移ります。報告事項につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決させていただきましたので報告いたします。

まず、報告第6号 藤井寺市文化財保護審議会の答申について、文化財保護課長、説明願います。

## ○文化財保護課長

報告第6号 藤井寺市文化財保護審議会の答申について、説明いたします。資料6をご覧ください。

さる3月11日、藤井寺市文化財保護審議会から藤井寺市指定文化財について答申がありましたので報告いたします。次のページをご覧ください。

12月6日に諮問いたしました3件につきまして、藤井寺市文化財保護条例第52条の規定に基づき、市指定有形文化財として指定するよう、答申がございました。詳しい資料については、次のページをご覧ください。

今回、答申をいたしましたのは、葛井寺所蔵「阿弥陀如来及び二十五菩薩像」になります。次のページがその菩薩像の写真となっています。これは江戸時代中期の作成ということで聞いております。

次のページが藤井寺市所蔵「国府遺跡出土珞状耳飾り及び縄文土器」になります。次のページがその写真となっています。これは縄文時代前期のものとなっています。

次のページが近鉄土師ノ里駅とその近鉄の北西部にございます允恭天皇陵古墳に挟まれました唐櫃山古墳から出土いたしました「唐櫃山古墳石棺」でございます。次のページがその石棺で、古墳時代中期のものとなっております。

いずれも、それぞれの時代や文化を代表する貴重なものとして評価を得ております。本教育委員会議で報告をいたしまして、告示していくこととしております。

また、本日は国府遺跡出土の珞状耳飾りと縄文土器の実物をお持ちいたしましたので、少しお時間をいただきまして、近くでご覧いただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○教育長

他にご質問等ございますか。阿弥陀如来の方で、今回の発見で、すごくいいことが分かったということはありませんか。あればもう少し詳しく説明できますか。

○文化財保護課主幹

阿弥陀如来は今お話がありましたように、お寺の方で「阿弥陀如来及び二十五菩薩像」ということで、全部で27体あるのですが、現在、葛井寺のお寺で修復修理作業がされております。長年の経緯で痛んでいる部分がかなりあり、そういうところが修復されている中で、今後いろいろな発見も出てくるかもしれませんが、今一番大きな発見としては、体内に墨で書かれた字が書かれていまして、それを作った(お金を出した)施主さんと、その仏像を実際に彫った方が分かってきたというのが非常に大きなことです。今、2体分かっているのですが、今後作業をされていく中で、全て同じ方が作っておられるのか、あるいは、何体かごとに違う方が共同作業で作っておられるのか、そういうことも含めていろんなことが分かってくると思います。

○教育長

それは資料に書いてくれていた作者欄の人の名前ですね。有名な人なのですか。

○文化財保護課主幹

はい、そのとおりです。作者というのは今分かっているのが2体分なのですが、その書かれた名前です。一般的にはあまり多くはないのですが、ただ、こういう仏像が他にもありまして、奈良県でありますとか、そういうところにも名前が記されたりしていますので、広い範囲で活躍された方であるのと、堺に住まれていた佛師の方みたいで、その方が藤井寺に来られ、また、奈良の方にも行かれて、というような活躍をされたということが分かってきています。

○教育長

他にご質問等ございますか。

○委員

報告会とかは企画されていますか。

○文化財保護課主幹

お寺のご意向もあるのですが、お寺としても修復作業をされているところなので、今後、機会を見て公開したいという思いは持っておられるようです。

○教育長

他に何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第6号 藤



井寺市文化財保護審議会の答申について、このとおり承認してよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

○委員一同

「全員挙手」

○教育長

それでは、報告第6号について承認いたします。

続きまして、報告第7号 道明寺こども園の認定化移行に関わる令和3年度の取り組みについて、國本保育幼稚園課参事、説明願います。

○保育幼稚園課参事

報告第7号 道明寺こども園の認定化移行に関わる令和3年度の取り組みについて、ご報告させていただきます。資料7をご覧ください。

保育幼稚園課では、道明寺こども園の、令和5年度からの認定こども園化に向け、円滑に移行ができるように取組んで参りました。移行に向かう組織といたしまして、子ども園推進本部会議、そしてそれに紐付けいたしました運営部会、総務部会、ここには市立保育所・幼稚園の管理職が代表で参加しております。この二つの部会で、子ども園の運営についての検証を行いました。さらに、現在の道明寺子ども園に勤務する職員でワーキングチームを構成し、実際の保育に関わるもっと具体的な事項について検討してまいりました。この推進本部会議、そして二つの部会、ワーキングチームを中心といたしました令和3年度の取り組みについてご報告させていただきます。

まず、藤井寺市子ども園推進本部会議ですが、今年度は3回行わせていただきました。第1回目が6月10日、第2回目が8月31日、第3回目は、資料は空白になっておりますが、3月10日にこれは紙面開催で行わせていただきました。また、部会につきましては、資料のとおり、総務部会を2回、運営部会を6回行いました。ここでは、認定こども園についての基本的なとらえ方をすり合わせることから始め、特に運営部会については、認定こども園になった場合の子どもたちの生活をシミュレーションしながら、生活の流れや行事、持ち物や服装などの案を作ってまいりました。さらに、ワーキングチームでは、実際に園で生活している子どもたちの姿と照らし合わせながら、制服や帽子等の取扱いから、絵本代など諸費に関わること、入園式や運動会等の行事について、そうした具体的な事項について、子どもたちにとって最適な選択は何なのかを話し合い、案を練ってまいりました。

運営部会では、こども園の管理職会議には、大学教授にもアドバイザーとしてサポートしていただき、今の子ども達を取り巻く状況や、その中で求められている保育という大きな視点と、道明寺こども園に通う子ども達の生活や、地域の姿から、求められる保育を考えるとといった、マクロとミクロの見方を示していただきました。

また、八尾市志紀おおぞらこども園への視察を行い、先行園での取組みに大いに刺激を受けてまいりました。さらに研究を進めるため、コロナ感染の様子をみながら、令和4年度にも実施する予定です。

保護者の方への説明会も行いました。9月27日には、道明寺幼稚園の令和4年度の入園予定者に向けて、10月12日、15日には第2保育所の保護者に向けて、

22日には、道明寺幼稚園、第2保育所の保護者の方にお声かけさせていただき、説明会を行いました。参加者等は、紙面のとおりです。

また、事務局におきましては、認定こども園認可に伴い、必要となるマニュアル類や運営上必要な要綱、様式類など、こども園事務を検討いたしました。現在の保育所や幼稚園の事務を見直し、幼稚園および保育所のマニュアルや運営規定の洗い出しと一本化、また、現在使用している書類の洗い出しおよび見直しを行ってまいりました。以上、報告とさせていただきます。

○教育長

ありがとうございました。ただ今の件について、何かご質問等ございますか。

○委員

八尾市志紀おおぞらこども園に行かれた時の刺激を受けた内容を教えてください。

○保育幼稚園課参事

保育の方が、かなり今教育改革ということで、保育自体すごく変化している時期なのですが、かなり新しい捉え方と言いますか、そこで園長先生がおっしゃっておられたのが、子どもたち一日中好きなことをして遊んでいるんですとおっしゃってまして、広い園舎の中で、あちこちで子どもたちが自分のしたいことを見つけられるような環境づくりだとか、本当に自由なのびのびした環境の中で過ごしているということが見られまして、そのあたりがとても行かれた先生方はこんなふうにいるんな年齢の子たちが混じって過ごせることが出来るんだなというようなイメージが膨らんだような経験をいたしました。

○委員

今までこちらではしていなかったことが刺激になったということですね。

○保育幼稚園課参事

そのあたりの捉え方が、正直申しまして、これまで保育所と幼稚園が培ってきた保育の地盤といいますか保育の方法が違っていることがあるんですね。それをさらに今の教育改革に合わせて、もっと子どもの個別最適化ということのところから学校の学習指導要領の中にも出ていますけれども、個に合わせたということと、協働ということとを2つ合わせた自由な空間の中で子どもたちがという、それを現実にするとうこういう形に一つなるんだなという新しい保育を見せていただいたところです。

○教育長

順調にこれからも進んでいくといいと思います。またよろしく願いいたします。他に何かご質問等ございますか。よろしいですか。それでは報告第7号 道明寺こども園の認定化移行に関わる令和3年度の取り組みについてについて、承認してよろしいですか。挙手をお願いします。

○委員一同

「全員挙手」

○教育長

それでは、報告第7号について承認いたします。

続きまして、報告第8号 教育委員会の後援名義等使用について、教育総務課長、説明願います。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等使用につきまして、ご報告させていただきます。

今回の報告につきましては、令和4年2月の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料8の表の7件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき報告させていただきます。以上です。

○教育長

今回は7件ということで多いですね。何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは、報告第8号 教育委員会の後援名義等使用について、承認してよろしいか。挙手をお願いします。

○委員一同

「全員挙手」

○教育長

それでは、報告第8号について、承認いたします。

以上で、本日予定しておりました案件は全て終了いたしましたが、全体を通じて何かご発言等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、3月の定例教育委員会議を終了します。

本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後3時20分